

## 河津町建設工事成績評定考査項目の運用

1 河津町建設工事成績評定要領第3条第1項第2号における考査項目については次の運用表により、種別ごとの採点を行い工事成績採点表に反映させるものとする。

- 考査項目別運用表（土木・農林工事）・・・別紙－1
- 考査項目別運用表（建築・設備工事）・・・別紙－2

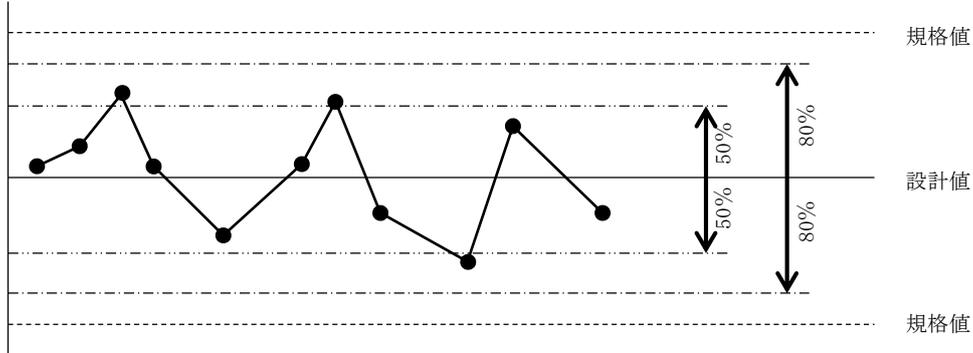
2 考査項目別運用表内における『出来形及び品質のばらつき』については以下のとおりとする。

《管理図の場合》

（上・下限値がある場合）

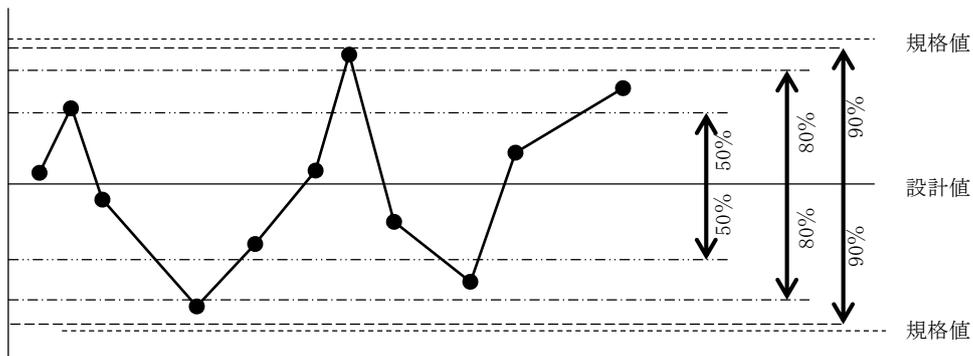
①ばらつきが50%以下と判断できる例

※全体平均として考えるが1箇所で80%を超える箇所があれば50%以下とは判断しない。



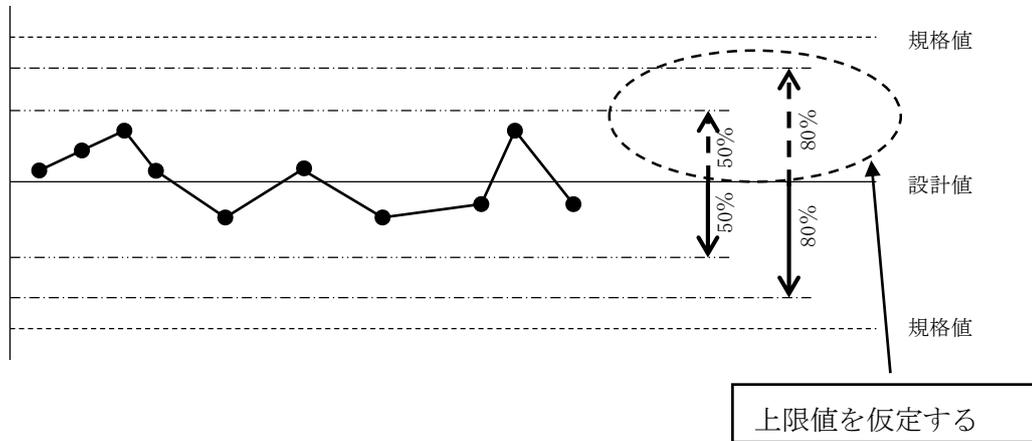
②ばらつきが80%以下と判断できる例

※全体平均として考えるが1箇所で90%を超える箇所があれば80%以下とは判断しない。



(下限値のみの場合)

上限値を仮定し、上・下限値がある場合としてばらつきを判断する。



※ 工種が多い場合は、主要工種にて評価する。

※ 社内の管理基準に基づき管理する場合は、その基準を規格値として評価する。

3 考査項目において検査員と担当監督員又は、総括監督員と担当監督員は同一項目を評価する必要があるが、評価者間で2段階以上の開きがある場合は、確認を行うものとする。

4 工事成績評価は、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」の中で、公正な評価を行うことが求められているため、検査員、総括監督員、担当監督員は、的確かつ公正な評価に努めてください。